

「がん対策推進協議会」及び「肝炎対策推進協議会」について

1. 各協議会の設置の経緯について

(1) 「がん対策推進協議会」の設置の経緯について

がん対策基本法（平成18年法律第98号）により、政府が策定する「がん対策推進基本計画」の立案・変更に際し意見を聴くために設置された。

(2) 「肝炎対策推進協議会」の設置の経緯について

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）により、厚生労働大臣が策定する「肝炎対策基本指針」の立案・変更に際し意見を聴くために設置された。

「がん対策基本法」及び「肝炎対策基本法」はいずれも議員立法。

2. 各協議会の審議会としての種類について

これらの協議会は、国家行政組織法上、八条委員会ではあるものの、法律に規定された個別事項を処理する「法施行型審議会」（閣議決定で新設が原則禁止されている「基本的政策型審議会とは異なる。」）である。

【参考条文】

がん対策基本法（平成18年法律第98号）

（がん対策推進基本計画）

第九条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2・3 （略）

4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。

第十九条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第九条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

（肝炎対策基本指針の策定等）

第九条 厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（以下「肝炎対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

2 （略）

3 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、肝炎対策推進協議会の意見を聴くものとする。

第十九条 厚生労働省に、肝炎対策基本指針に関し、第九条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、肝炎対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。